

# 公益社団法人新潟県看護協会 災害支援メールシステム運用規程

## 〔名 称〕

- 1 このシステムは、公益社団法人新潟県看護協会災害支援メールシステム（以下「災害支援メール」という。）と称する。

## 〔目 的〕

- 2 会員施設等が災害に遭遇した場合に、被災状況を迅速に把握し、支援要請にもとづく支援を円滑に実施するための情報収集を災害支援メールシステムの運用により行う。

## 〔情報収集〕

- 3 災害支援メールは、登録を行った会員施設に対して、被災状況および支援要請等の情報収集を行う。

## 〔設 置〕

- 4 災害支援メールは、公益社団法人新潟県看護協会（以下「本会」という。）が設置運用している電子情報処理機能を使用し運用する。

## 〔統括者〕

- 5 災害支援メールの統括者は、以下のとおりとする。
  - 1) 平常時 専務理事
  - 2) 災害救助法適用時 会長

## 〔運用テスト〕

- 6 災害支援メールについては、その実効を確保するため運用テストを実施する。
  - 1) 運用テストは、事前にホームページで予告し年2回実施する。
  - 2) 運用テストは、メールによる返信を求めるが、何らかの理由で受信されなかったものについては、電話・FAXでメールアドレスの確認をする。

## 〔登録および登録内容の変更〕

- 7 災害支援メールの登録は随時受け付ける。  
また、登録内容の変更（メールアドレス変更および登録代表者変更）についても同様とする。

〔登録及び抹消の手続き〕

- 8 災害支援メールの登録（変更を含む）および登録の抹消は、会員施設からの申し出により行うことを原則とする。

〔統括者による登録の抹消〕

- 9 災害支援メールテスト時に受け取り不可で返送され、なおかつ確認のための連絡が取れない場合には、統括者において登録の抹消を行うことができる。

〔災害支援メールの運用困難〕

- 10 本会が災害等で災害支援メールシステムの運用が困難になった場合は、他の手段により目的達成に努める。

〔規程の改正〕

- 11 この規程の改正は、理事会の議決を得なければならない。

付 則

この規程は、平成19年11月19日から適用する。

改 正 平成25年4月1日